

日本動脈硬化学会の認定施設の細則

第1章 認定施設の資格

第1条

認定施設の認定を申請する診療施設は、次の各項の条件を全て満足するものであることを要する。

動脈硬化学を研修するに足る十分な病床・施設を有すること。

別細則に定める指導医（関連施設を含む）の下に十分な指導体制がとられていること。

研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。

第2章 施設認定委員

第2条

本学会理事会は認定施設を認定する施設認定委員若干名を選任する。

第3条

施設認定委員は施設認定委員会を組織し、認定施設の認定業務を行う。

第3章 施設認定の方法

第4条

施設の認定を申請する指導医は次の各項に定める申請書類を施設認定委員会に提出する。

施設認定申請書

認定施設内容証明書

関連施設を含めた研修計画書

第5条

施設認定委員会は、新たに申請された施設に関して毎年1回申請書類によって審査を行う。認定は5年毎に更新する。

第6条

本学会理事会は認定施設として認定された診療施設に対して、認定施設委員会及び理事会の議を経て本学会認定施設証を交付する。

第4章 認定施設の資格の喪失

第7条

認定施設は次の理由により施設認定委員会の議を経てその資格を喪失する。

第1条に該当しなくなったとき。

正当な理由を付して認定施設としての資格を辞退したとき。

認定施設として認定を受けた日から満5年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第8条

本学会理事会は認定施設として不適当と認められた施設に対して、施設認定委員会及び理事会の議決によって認定施設の認定を取り消すことができる。

附則 分院を有する施設は本院・分院を1つの施設をして認める。なお、このことを研修計画書にもりこむこと。